

『ねんきん定期便』の見方ガイド（59歳の方用）

このパンフレットは『ねんきん定期便』をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした『ねんきん定期便』は、大切に保管しておいてください。

『ねんきん定期便』について

平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※ 被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から『ねんきん定期便』をお送りします。

各実施機関とは下表の右欄に掲げる機関です。

公的年金制度と被保険者種別	『ねんきん定期便』を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 （国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 （地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、 公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、 全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、 都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 （私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金加入記録をご確認ください。

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

節目年齢の方のみにお送りしている大切なお知らせです。



公立学校共済組合



かめるん

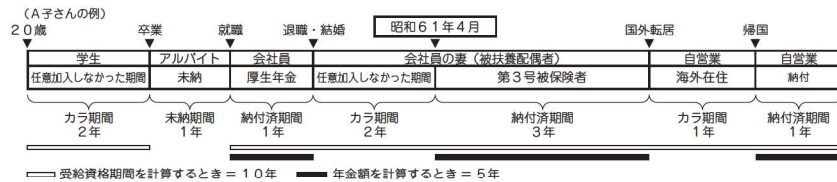
年金の制度・用語に関する説明

1 受給資格期間

老齢年金の受け取りには、原則として10年（120月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。
 [保険料納付済期間 + 保険料免除期間など（※） + 合算対象期間（カラ期間） = 10年（120月）]
 （※） 保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます。）も「受給資格期間」に含まれます。ただし、年金額には反映されません。

2 合算対象期間（カラ期間）

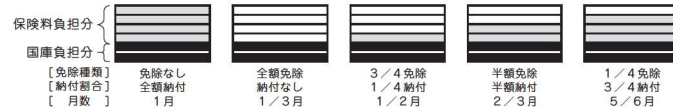
- （1） 年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などのことをいいます。
 例えば、20歳から60歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。
 ① 昭和61年3月以前の会社員の配偶者であった期間
 ② 海外に在住していた期間
 ③ 平成3年3月以前の学生であった期間
- （2） 合算対象期間（カラ期間）は、受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。



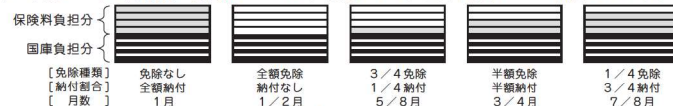
3 保険料免除期間の月数の考え方

保険料免除期間がある方の「保険料納付済期間」の月数は、免除の種類による保険料の負担額に応じて、次のとおり計算されます。なお、全額免除の場合でも、国庫負担分の年金が受け取れます。

- （1） 平成21年3月以前の期間については、国庫負担1/3で計算されます。



- （2） 平成21年4月以降の期間については、原則として、国庫負担1/2で計算されます。

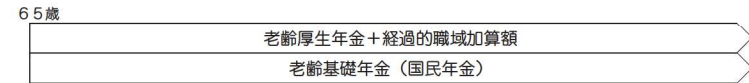


4 保険料未納期間などがある方へ

- （1） 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。
- （2） 保険料免除・納付猶予（学生の場合は学生納付特例）は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。（一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。）
- （3） 追納した場合のその期間は「納付」期間として取り扱います。

老齢厚生年金等の受給開始年齢について

- ◆ 老齢厚生年金（経過の職域加算額を含む）および老齢基礎年金（国民年金）は原則、65歳から受給開始となります。



※ 昭和41年4月1日以前生まれの女性の一般厚生年金期間に係る老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間が120月以上ある場合には、生年月日に応じて65歳前より受給できる特例があります。

年金加入記録確認のチェックポイント

年金加入記録に「もれ」または「誤り」はありませんか？
 特にご確認いただきたい箇所は、B-3ページにおける次の期間です。

- 年金加入履歴を表示している前の期間
- 空白期間
- 年金加入履歴を表示している後の期間

以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」または「誤り」が生じている可能性があります。

1～3の期間働いていた	☒ 退職後、結婚し姓が変わった。 ☒ いろいろな名前の読み方がある。 ☒ 事情があって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。 ☒ 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。 ☒ 転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。
	☒ 同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。 ☒ 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更または倒産した。 ☒ 試用期間中に退職した。 ☒ 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。
1～3の期間働いていなかった	☒ 学生であったが国民年金に加入していた。

お心当たりがある方は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

1. これまでの年金加入期間

① 「国民年金第1号被保険者」欄

- 1 保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※ 3/4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- 2 保険料を前納している期間は、この「ねんきん定額便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

② 「国民年金第3号被保険者」欄

現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

- ### 国民年金の第3号被保険者とは
- (1) 昭和61年4月以降の期間において、年収が130万円未満かつ20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（共済組合制度をきまます。以下同じ。）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第3号被保険者」といいます。
- (2) 第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。
- ### 2 「種別変更期」の提出のお願い
- (1) 第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
- ① 配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失している期間
 - ② ご自身の収入が増加したことにより、配偶者の扶養が外れている期間
 - ③ 配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが65歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間
- (2) 第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出てください。
- ※ すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに日本年金機構のシステム（社会保障オンラインシステム）への登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。
- ### 3 「特定期間該当届」の提出のお願い
- (1) 美穂は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取られられます。
- (2) この「3号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
- ※ 国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができます。
- (3) 「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
- お心当たりの方は、年金事務所にお問い合わせください。

③ 「合算対象期間等」欄

- 1 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- 2 「合算対象期間」となる期間には複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※ この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- 3 「特定期間」は、ご提出いただいた「随時消滅不整合期間に係る特定期間該当日」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

ねんきん定期便

● ● ●
この
令年

国庫年金および 厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校等の教職員)
○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日

基礎年金番号	私学共済の加 9999999999 999 999 9
--------	---

(お問合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイド

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りは、原則として120以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金(a) 第1号被保険者(本納月数を除く) 第3号被保険者 国民年金 計 (本納月数を除く)	厚生年金保険(b) 一般厚生年金 公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員) 私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚
999 月 999 月 999 月		
(c) = (a)+(b)		
999 月	999 月	999 月

2. 老齢年金の見込額（加入状況の変化や毎年の経費によりは、原則として120以上の受給資格期間が必要ですが、あまぞで参考としてみてください。）

受給開始年齢	99 歳～	99 歳～
(1) 国民年金	999,999 円	
(2) 厚生年金保険		999,999 円
一般厚生年金期間		999,999 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)		999,999 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)		999,999 円
(1) と (2) の合計 (120月の受取見込額)	999,999 円	999,999 円

「2. 老齢年金の見込額」に

見込額が表示されない理由として、次の
 ましたら、当共済組合にお問い合わせください。
 ・「ねんきん定期便」に表示している受給
 ・旧年度で重複している年金加入記録があ
 ・同公社（JR、JT、NTT）共済組合または旧
 ・厚生年金保険に統合されていない農林共

障害給付や遺族給付の年

障害給付や遺族給付の年金を受け取っていただけるようになったときに、どちらかー取方法を選んでいただくことになります。
詳しくは、当共済組合にお問い合わせください。

便』の見方①

2. 老齢年金の見込額

- 1 老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。この「ねんきん定期便」の作成年月日時点で120月以上の受給資格期間がない場合は、老齢年金の見込額を表示していません。
- 2 老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。

④ 「(1) 国民年金」欄

- 1 老齢基礎年金の年々の受給開始年齢である65歳から表示しています。
- 2 老齢基礎年金の受給開始後、下記の期間の月数を基に計算しています。
- (1) 国民年金の第1号被保険者期間（未納期間を除く）および第3号被保険者期間
- (2) 厚生年金保険の一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）、私学共済厚生年金期間（私立学校教職員）および船員保険の被保険者期間
- 3 老齢基礎年金の受給額には、付加年金の金額も含まれています。

④ 「(2) 厚生年金保險」欄

被用者年金制度の元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料及び保険給付（年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に準じたこと。年金加算記録の管理や保険料の徴収、保険給付（年金）の決定および支給などの事務は、引き続き各実施機関（以下「参考」）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した老齢厚生年金および特別支給の老齢厚生年金の見込額を表示しています。

なお、雇員などにより、厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与が分割対象となつた方は、分割後の標準報酬月額および標準賞与を額に基いて計算いたします。

- 1 老齢厚生年金 欄**
 (1) (報酬比例部分) 欄
 厚生年金保険の加入期間月数及び標準報酬月額および標準賞与額に基づいて計算される金額となります。
 (2) (経過の加算部分) 欄
 厚生年金保険の加入期間のうち、老齢基礎年金の計算の基礎とならない20歳前や60歳以後の期間などに係る加算額として「経過の加算」が加算されます。

2 経過的職域加算額（共済年金）欄

被用者年金制度の一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成27年10月以降）については職域年金相当部分の額が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成27年9月以前）については、別途「経過的職域加算額（共済年金）」として、各共済組合等から支給されます。

※ 特別支給の老齢厚生年金
老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、昭和36年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた女性に係る一般厚生年金は、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、に支給資格期間が120月以上ある場合には、当分の間、生年月日に応じて65歳より前に老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受け取ることができます。

に「*」で表示されている方へ

ことなどが考えられます。ご不明な点があり
さい。
資格期間の月数が120月に満たない。
る。
農林共済組合の加入期間の月数が240月以上ある。
済組合の加入記録がある。

E金を受け取っている方へ

る方は、将来、老齢厚生年金を受け取ること
一方の年金を選択するなど、ご自身に有利な受
け取り方を選択してください。

『ねんきん定期

a 「(1) 国民年金」欄

下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- 1 付加保険料納付済期間は、付加保険料を含めて計算しています。
- 2 国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- 3 国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- 4 国民年金保険料の一部免除（1／4免除、1／2免除および3／4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

[右上へ続く](#)

このお知らせは、見方ガイドの

4～5ページをご覧ください。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金

(2) 厚生年金保険

一般厚生年金期間

公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)

私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

これまでの保険料納付額【(1)+(2)】

国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	
(累計額)	999,999 円
厚生年金保険料 (被保険者負担額)	
(累計額)	999,999 円
(累計額)	999,999 円
(累計額)	999,999 円
(累計額)	999,999 円

【備考欄】

退職一時金等返還見込額 (公務員共済分) は、999,999
 退職一時金等返還見込額 (私学共済分) は、999,999 円
 上記以外に昭和34年1月1日前の農林共済期間が10月、
 上記以外に沖縄農林通算期間が20月あります。
 上記以外に沖縄農林新設期間が30月あります。

円です。
 円です。
 あります。

年金のイメージ

XXX, XXX, XXX 円

老
年
金
の
見
込
額
(65歳
で
受
取
る
額)

(参考) 増額イメージ

(参考) 増額イメージ
 ▲ 42 増

加
給
年
金
の
見
込
額

▲ 42 増

老
年
金
の
見
込
額

① 年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
 ② 年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。

(例) 70歳を選択した場合、65歳と比較して42%増額

75歳を選択した場合、64%増額 (最大)

▲ 繰下加算額を算定する際は、在職中による年金額の
 されていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません、
 また、加給年金も増額の対象とはなりません。

円。

い全部または一部が支給停止となった場合の支給停止と
 金。

B-2

便』の見方②

4～5ページをご覧ください。

	国民年金保険料(第1号被保険者期間)
	(累計額) 999,999 円
	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	(累計額) 999,999 円
	(累計額) 999,999 円
	(累計額) 999,999 円
	(累計額) 999,999 円

- ※在職老齢年金
70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。

「これまでの『年金加』履歴」です。」の見方

a 「②加入制度」欄

加入した制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
私学：私立学校教職員共済制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

1 「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む））に加入してならず、第3号被保険者でない方
第2号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方ただし、65歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

2 「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

3 「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

4 「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。

（1）年金加入記録を管理する日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。

（2）厚生年金保険に統合された旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合および旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

5 厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

「厚生年金基金に関するお問い合わせ先」

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

- ▶ 企業年金連合会（企業年金コールセンター）0570-02-2666（ナビダイヤル）（電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666）

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

- ▶ 現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

c 「④資格を取得した年月日」欄

年金制度に加入した年月日を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日の翌日）などを表示しています。現在加入中の場合は、空欄となります。

これまでの「年金加」履歴を表示している「年金加履歴」に「もた」の8～9ページをご覧ください。）

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)
2	国年	第1号被保険者
3	公共	公務員共済
4	私学	私学共済
5	厚年	東京株式会社 (空いている期間があります。)
6	国年	第3号被保険者

(※) 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報「未納月数」に書かれている場合があります。

B

e 「⑥加入月数」欄

- 「②加入制度」欄の年金制度ごとのな、被保険者の資格を失った年月日
- 「③お勤め先の名称等」欄が国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計
- 現在加入中の年金制度の場合は、これまでの月数を表示しています。

加入履歴」です。履歴」がないかご確認ください。履歴」の8～9ページをご覧ください。）

④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	)
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	999
令和99.99.99		999

(※) 反映されるまで最大3週間程度かかることがあります。

-3

f 「⑦国民年金」欄

国民年金の加入期間の月数を表示しています。

1 「納付済月数」欄

- 定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
- 前納している場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間も表示しています。

2 「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄

国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

3 「学特等月数」欄

- 学特等期間（学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間）の月数を表示しています。

（2）学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

4 「未納月数（※）」欄

- 国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。

（2）この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が書かれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

（3）国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。

（4）納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

g 「⑧船員保険」欄 h 「⑨厚生年金保険」欄

1 船員保険および厚生年金保険の加入月数と加入期間を表示しています。

- （1）「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
- （2）「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
※ 船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

2 「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。
また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

i 「⑪合算対象期間等」欄

- 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- 「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※ この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- 「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。」の見方

a 「年度」欄

1 上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。

2 下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

(厚年)：厚生年金保険
(船保)：船員保険
(公共)：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
(私学)：私立学校教職員共済制度

- (厚年) : 厚生年金保険
(船保) : 船員保険
(公共) : 公務員共済制度 (国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)
(私学) : 私立学校教職員共済制度

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

1 「年度」欄の下段が「（公共）」の場合

- (1) 地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年1月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
 - ※ 平成元年1月以前は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一されていなかったため、金額を表示していません。保険料が未納ということではありません。
- (2) 産前産後休業期間および育児休業期間は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- (3) 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「のみなし標準報酬月額」を表示しています。
 - ※ 被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- (4) 地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、のみなし措置後の標準報酬月額を基に計算して表示しています。
- (5) 昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「のみなし標準報酬月額」を表示しています。
- (6) 地方公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- (7) 国家公務員共済組合の加入期間へ遷算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。

2 「年度」欄の下段が「（私学）」の場合

- (1) 産前産後休業期間で、事業主および加入者の届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- (2) 育児休業期間で、事業主および加入者の届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- (3) 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「のみなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はのみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

- ### 3 「年度」欄の下端が「(厚年)」または「(船保)」の場合
- (1) 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - (2) 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - (3) 3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額を「みなし標準報酬月額」と表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（免除の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
 - (4) 旧三社（J・R・J・T、N・T・T）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和61年3月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
 - (5) 旧三社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成9年3月以前）の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - (6) 旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成14年3月以前）の保険料納付額を「-」と表示しています。

報酬月額などの月別状況です。」の見方

額と保険料納付額の月別状況

厚

厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額について

標準報酬月額および標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、被保険者が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

1 標準報酬月額

(1) 標準報酬月額とは、報酬（毎月の給料や手当等）の平均額から報酬月額を算定し、「標準報酬等級表」に当てはめて決定した金額です。

(2) 標準報酬月額には上限および下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は65万円、下限（最低限）は8万8千円です。標準報酬月額の上限を超える場合は、上限で決定し、標準報酬月額の下限を下回る場合は、下限で決定しています。

① 標準報酬月額を決定する時期

標準報酬月額は、まず、就職したときに決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

<定期的に決定する時期>

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

※ このほか、標準報酬月額、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

② 標準報酬月額の決定の基となる報酬

ア 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金および各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税および住民税などを控除する前のものとなります。

イ 報酬には、金銭に限らず、食料、住宅および運動定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算しますが、交際費、慶弔費および出張旅費などの随時に支払われるものは含まれません。

2 標準賞与額

(1) 標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。

(2) 標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われたとしても、標準賞与額は150万円が決定しています。

(3) 平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同事で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とするることになっています。

※ 平成15年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていました。これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、この年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、「標準報酬月額および保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3 保険料の計算と納付

厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主および被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

※ 折半する前の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

4 地方公務員共済組合の加入期間の特例

(1) 平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間では、標準報酬制ではなく手当て率をとしていました。そのため、平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間にかかる標準報酬月額は、「掛金の標準となった給料月額」の千円未満の端数を切り捨てた額を表示しています。

(2) 昭和61年4月前の昭和61年4月に引き続き期間については、引き続き5年間の給料を昭和61年水準に引き上げ、引き続き全期間の平均額に相当する額を表示しています。

1 標準報酬月額

- ① **標準報酬月額を決定する時期**
標準報酬月額は、まず、就職したときに決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

※ このほか、標準報酬月額、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

ア 標準報酬月額の設定の基となる報酬とは、給与、賃金および各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税および住民税などを控除する前のものとなります。

イ 報酬には、金銭に限らず、食事、住宅および通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費、慶弔費および出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

(1) 標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。

(2) 標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われたとしても、標準賞与額は150万円が決定しています。

(3) 平成15年4月から、賞与から毎月9割額が納める保険料に同率で計算した保険料を納めていたため、年金額の計算の基とすることになっています。

※ 平成7年4月から平成15年3月末までは、賞与から「特別保険料」を納めることになっていました。これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、「標準報酬月額および保険料納付額の月別表計」には表示していません。

※ 折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「きんぎん定期便」では、5.0銭以下
の端数は切り捨て、5.0銭を超える端数は切り上げて計算します。

(1) 平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制ではなく手当て率制をとっていました。そのため、平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間にかかる標準報酬月額は、「掛金の標準となった給料月額」の千円未満の端数を切り捨てた額を表示しています。

(2) 昭和61年4月前の昭和61年4月に引き続く期間については、引き続く5年間の給料を昭和61年水準に引き上げ、引き続く全期間の平均額に相当する額を表示しています。

「これまでの国民年金保険料

の納付状況です。」の見方

a 「納付済月数等の内訳」欄

年度別に次の月数を表示しています。

- 1 「①納付」欄
国民年金保険料を納めている月数または第3号被保険者の期間の月数です。
- 2 「②免除」欄
国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。
- 3 「③学生納付特例等」欄
(1) 学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
(2) 学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、年金額には反映されませんが、老齢年金の受給資格期間に算入されます。
- 4 「④計」欄
①～③の合計月数です。

b 「⑤未納」欄

- 1 国民年金保険料を納めていない月数です。
- 2 この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れ、かつ、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりがある方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 3 一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている月であるが、免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。
- 4 国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算・特定」欄に表示しています。

c 「⑥合算・特定」欄

- 1 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- 2 「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※ この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
- 3 「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

年度	① 納付	② 免除	③ 学生納付特例等	④ 計	⑤ 未納	⑥ 合算・特定	4月	5月
平成99年	12	0	0	12	0	0	納付済	納付済
平成99年	0	0	0	0	12	0	未納	未納
平成99年	0	0	0	0	0	0	／	／
平成99年	12	0	0	12	0	0	3号	3号
平成99年	0	12	0	12	0	0	全免	全免
平成99年	0	12	0	12	0	0	半免	半免
平成99年	0	0	0	0	12	0	半未	半未
平成99年	0	12	0	12	0	0	3/4免	3/4免
平成99年	0	0	0	0	12	0	3/4未	3/4未
平成99年	0	12	0	12	0	0	1/4免	1/4免
平成99年	0	0	0	0	12	0	3/4未	3/4未
平成99年	0	0	12	12	0	0	学特等	学特等
平成99年	12	0	0	12	0	0	付加	付加
令和99年	0	0	0	0	12	0	合算	合算

B

月別納付状況	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号
全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免
半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免
半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未
3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免
3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等
付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加
合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算

-4国

d 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 (国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。)
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 (または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。)
／	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している月も同様です。
3号	国民年金第3号被保険者の月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている月の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている月の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求する時に書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、「特定期間」として受給資格期間に算入される月の表示です。

《マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービスのご案内》

マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービスをご利用いただければ、公務員共済期間（平成27年9月以前の期間も含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがご覧いただけます。

なお、ご利用いただけるのは、組合員や組合員であった方が対象となり、次に掲げる方はご利用いただけません。

- ①退職一時金全額受給期間のみを有する方
- ②老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
- ③退職共済年金、老齢厚生年金の年金受給者の方
- ④離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

上記サービスは、マイナンバーカードと、スマートフォンまたはICカードライタの付いたパソコンが必要となります。利用申込みについては、当共済組合のホームページ[<https://www.kouritu.or.jp/>]をご覧ください。

問い合わせ先



公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時30分まで

※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いします。

※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいて

おります。ご理解くださいますようお願いいたします。

公立学校共済組合ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合

Q 検索

